

令和 8 年度
下田市業務用電力需給業者選定
プロポーザル実施要領

下 田 市

1. 目的・趣旨

下田市業務用電力供給契約は、下田市有施設における業務用電力の供給契約を一括で行うことで、契約事務及び事務経費の軽減を図ることを目的とするものであり、かつ、温室効果ガスの削減等の環境への配慮の視点を取り入れたものとなるよう、価格のみで供給者を決定する競争入札ではなく、複数の事業者から業務の内容や企画提案等を受け、その中から実績や企画提案等を総合的に評価し、最適な能力と企画を有する事業者と契約することができるプロポーザル方式による契約とし、その手続きについて必要な事項を定めます。

2. 概要

- (1) 案 件 名 令和8年度（長期継続） 下田市業務用電力供給契約（単価契約）
- (2) 案 件 目 的 下田市有施設における業務用電力の供給契約を一括で行い、契約事務及び事務経費の軽減を図るとともに、温室効果ガスの削減等の環境への配慮の視点を取り入れ、効果的かつ持続可能な行政運営を行うことを目的とする。
- (3) 案 件 内 容 市内 18 施設（17 契約）（詳細は、別紙 1 のとおり。）に対する電力供給契約
- (4) 履 行 期 間 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 11 年 9 月 30 日（日）まで
- (5) 算 定 期 間 電気料金の算定は、1 か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。
- (6) 料金算定方法 電気料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。なお、料金体系は、基本料金と電力量料金（夏季・その他季）に基づく二部料金制とすること。
 - ア 基本料金：契約電力、契約基本料金単価及び力率から計算した金額
 - イ 電力量料金：使用電力量に契約電力量料金単価（燃料費調整を行う場合には、ウによる。）を乗じて計算した金額
 - ウ 燃料費調整：燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、本市と受注者が協議の上、決定する。なお、市場価格調整等は認めないものとする。
 - エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金

3. スケジュール（予定）

項目	日程
公告（実施要領・様式の公表）	令和 8 年 7 月 22 日（水）
質問書提出期限	令和 8 年 7 月 31 日（金）
質問書一斉回答	令和 8 年 8 月 4 日（火）
参加表明書提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）
提案書提出期限	令和 8 年 8 月 18 日（火）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月 25 日（火）
選定結果通知	令和 8 年 8 月 28 日（金）
契約締結予定	令和 8 年 9 月上旬
電力供給開始	令和 8 年 10 月 1 日（木）

4. 優先交渉権者選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 下田市建設工事請負等に係る指名停止等措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 下田市暴力団排除条例（平成 23 年下田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 消費税、地方消費税に滞納がないこと。

※参加者が候補者決定までの間に上記参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

6. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 31 日（金）16 時まで
- (2) 提出方法 質問書を下田市財務課行政管理宛に電子メールにより提出すること。
- (3) 電子メール zaimu@city.shimoda.lg.jp
- (4) 回答方法 令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時までに電子メールにより回答

7. 参加の意思表示

企画提案に応募の意思がある者は、参加表明書（様式 2）を提出すること。なお、参加表明後、辞退する場合は、辞退する旨を記載した文書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）16 時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（様式 2）を下田市財務課に電子メール又は F A X により提出すること。
- (3) 電子メール zaimu@city.shimoda.lg.jp
- (4) F A X 番号 0558-27-1007
- (5) 提出先 下田市財務課行政管理係

8. 提案仕様書及び企画提案書等の作成要領

- (1) 提出する書類の規格は、A 4 判片とじ・横書き・片面とする。
- (2) 企画提案書は、1 者 1 案とし、P R したいポイントや記載内容の理由、背景等、提案趣旨を明確に示し、文字サイズ 10.5 ポイント以上、5 枚以内にまとめること（表紙や目次は除く。提出を求められていない資料を添付するなど過大なものにならないように留意すること）。また、会社名が特定できない仕様とすること。
- (3) 「提案仕様書」の業務内容を踏まえること。

提出書類は、次のとおり。

ア 企画提案書提出届（様式 3）

イ 会社概要（A 4 判任意様式）以下の項目は必ず記載すること。

- ・会社名 ・所在地（本社又は支店・営業所等） ・代表者
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）

ウ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し（任意様式）

エ 登録小売電気事業者と取次契約を締結している取次業者である場合は、当該取次ぎ契約書の写し（任意様式）

オ 直近3か年における種類別及び月別の販売量推移（取次業者の場合は、取次契約元。任意様式）

カ 発電所を所有する登録小売電気事業者（取次業者の場合は、取次契約元）である場合は、直近3か年における発電形態ごとの発電実績及び最大出力（年単位。任意様式）

キ 見積書（様式4 消費税及び地方消費税の額を加えた額を記載する。）

ク 見積書の内訳書（様式5）

見積書に記入する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、別紙2を基に算出した18施設（17契約）の電力消費計画に係る令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間の総額及び契約に付随する経費の合計額を、消費税及び地方消費税込で記載すること。

また、金額は内訳書の太枠計と等しくなるように記載すること。燃料費調整は見積金額の算定には含むこと。燃料費調整額は令和8年5月分の平均燃料価格等を基に算出するものとし、市場価格調整は認めない。なお、政府による「価格適激緩和対策事業」や「電気・ガス料金支援事業」と同様の施策が実施されたとしても考慮しないこと。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」も見積金額の算定には、これを含まないこと。

なお、年次ごとの料金が、契約初年次と異なる場合には、内訳書を毎年次分提出すること。

ケ 提案書（A4判任意様式：5枚以内）

【評価テーマ】

- i) 電力調達コストの削減について
- ii) 災害時の対応について
- iii) 地域経済活性化について
- iv) 温室効果ガスの削減等の環境への配慮について

コ 実施フロー及び工程表（様式6）

9. 提案書の提出期限等

（1）提出期限 令和8年8月18日（火）16時まで

（2）提出部数 9部

※ 見積書については正本1部のみ下田市への契約権限受任者印を押印し、残りの副本8部は複写可とする。

（3）提出方法 持参（受付時間：月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで）又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

（4）提出先 〒415-8501 静岡県下田市河内101番地の1
下田市財務課行政管理係

10. 企画提案の選定予定日等

選定については、提出書類（提案書等）の内容及びプレゼンテーションにより選考する。

- (1) 方 法 選定は、別添審査基準により採点し、その最高得点者を優先交渉権者として選定する。
なお、提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (2) 予 定 日 令和8年8月25日（火）14時30分から（およそ40分間隔）
- (3) 場 所 下田市役所 本館1階 稲生沢テラス 控室：南館1階 会議室B
- (4) 内 容 提案者による提案書の説明（15分以内）及び質疑応答（15分以内）
- (5) 出 席 者 4名以内。説明及び質疑応答の回答者は、当該業務の主担当者が行うこと。
- (6) そ の 他 プレゼンテーション順や時間などの詳細については、該当者に電子メールにより別途通知する。説明は、提出された提案書【8.（3）のケ】により実施するものとし、追加資料の配布、プロジェクター等を使用した提案書内容以外の表示説明はできません。

11. 審査項目

審査については、次の審査項目により行う。詳細な審査基準は、別添基準書のとおり。

審査項目	配点
1 見積金額	100／200
2 業務実施体制	60／200
3 地域経済活性化	10／200
4 環境配慮	30／200

12. 審査方法

下田市に下田市業務用電力等需給業者選定委員会を設置し、審査を行う。

13. 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」という。）を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

14. 審査結果の通知

優先交渉権者選定後、参加者全員に結果を通知する。また後日、下田市ホームページにおいて結果を公表する。なお、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

15. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

16. 企画提案に要する経費

提案書等の作成経費及び旅費等の必要経費は、参加業者の負担とする。

17. 契約手続

下田市は、優先交渉権者として選定された者から、改めて見積書を徴収し、随意契約により契約を締結する。

18. その他留意事項

(1) 著作権について

- i) 提出された提案資料に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、提案資料等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。
- ii) 下田市は、本提案に関する公表、展示その他下田市が必要と認めるときに、提案図書を無償で使用できるものとする。この場合において、下田市は、使用の際に提案者名を必ず明示する。

(2) その他

- i) 提出書類は、優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲において、下田市において複製を作成することがある。
- ii) 提出された提案書等は、優先交渉権者選定後も返却しない。

19. 問い合わせ先

下田市財務課行政管理係 [担当：藤井、寺川]

〒415-8501 静岡県下田市河内 101 番地の 1

電話番号 0558-22-3912 (直通)

FAX番号 0558-27-1007

電子メールアドレス zaimu@city.shimoda.lg.jp